文

原判決を取消す。 控訴人が被控訴人に対し労働契約上の権利を有することを確認する。 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。 実

控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は「本件控訴を棄却 する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。 第二、 控訴人の主張

請求の原因

- 控訴人は、昭和二〇年一月一〇日被控訴人の従業員に採用され、以後そ の職員として勤務し、同三九年四月当時は青函連絡船甲1丸機関掛の職に従事して いたものであるが、被控訴人総裁は同年六月一七日控訴人に対し同人を免職する旨 の意思表示をなした。右免職の理由は、「控訴人は、昭和三九年四日――日甲1丸 に乗務中、国鉄労働組合が実施した新造船要員等の問題をめぐるいわゆる全船二時 間の時限ストに際し、同組合員多数を指揮し、同船機関室において保安要員として当直中の職員三名に職場を離れるよう強要し、機関長の制止にもかかわらず、自ら当直者らの腕をとり、他の組合員をしてこれを取り囲ましめる等実力をもつて連行 し、欠務せしめたことは甚だ不都合であるから、日本国有鉄道法三一条により免職 する」というものである。
- しかし右免職処分(以下本件免職あるいは本件免職処分ともいう)は次 の理由により無効である。
- 1. 控訴人に対する免職の処分事由とされた事実は存しない。したがつて右事実の存在を前提とする本件免職は、日本国有鉄道法(以下国鉄法という)三一条一 項、日本国有鉄道船舶就業規則(以下国鉄船舶就業規則という)四二条一七号の適 用を誤り、無効である。
- (1) 被控訴人は、控訴人に前記免職理由として挙示する所為が存するものとして、これが懲戒事由を定める前記就業規則四二条中の一七号に規定された「著し く不都合な行為のあつた場合」に該当するとして本件免職をなしたが、控訴人は被
- 控訴人指摘の前記所為をしていない。
  (2) また船員法六七条、国鉄船舶就業規則二一条にいう時間外労働を命ずる必要性とは、船舶の安全に対する危険の差迫つたやむをえない事情の現存する場合 これを拡張して解釈適用することは許されないところである。しかる のみを指し、 に甲1丸船長甲2は乙1、乙2、乙3の三名(以下右三名を総称するときは乙1ら三名ともいう)に対し、当時全く右のように必要性が認められないにもかかわらず 昭和三九年四月──日午前八時より午前一○時四五分まで(以下当日というのは昭 和三九年四月一一日を指す、また時間のみを表示するのはすべて同日内のことである)機関部において停泊当直をするよう命じたものであるから、右業務命令は、乙1ら三名の通常勤務時限である当日午前九時一五分以降においては無効といわざる を得ない。してみると、控訴人が乙1ら三名を当日午前九時一五分以降に実力をもつて機関部停泊当直部署外へ連行したとしても、いわゆる保安要員として当直中の 職員に対しその職場離脱を図り同人らを欠務させたことにはならない
- 1の主張が認められないとしても、本件免職は左の各事情を綜合すると懲戒
- 権を濫用したものであり無効である。 (イ) 前記業務命令が有効であるとしても、船舶の保安責任は第一次的に被控 訴人が負うところであり、当時被控訴人において国鉄労働組合(以下組合という) によつて実施された全船二時間の時限ストライキ(以下本件時限ストともいう、ま たストライキをストとも略す)に参加しようとする乙1ら三名以外の者に機関部停 泊当直を代替させ得ない特段の事情はなく、現に被控訴人は非組合員、組合員中の スト不参加者等相当数の停泊当直可能者を確保していたのであるから、右業務命令 は組合の団結を阻害し、船舶合理化反対斗争を挫折させるべく、乙1ら三名の本件時限ストへの自主参加の妨害を主たる目的として発せられた不当なものである。 (ロ) 当時甲1丸は函館市内a桟橋に接岸中であり、しかも丙1、丙2両機関
- 長以下相当数にのぼる被控訴人確保の要員が同船内に滞留していたから、控訴人が 乙1ら三名を機関部停泊当直部署外へ連行したことは船舶の安全に対する具体的危 険を招来する行為とはいえない。
- 控訴人は、本件時限ストに参加し、甲1丸操機掛室に集合中、組合甲1 丸分会執行委員の指示により、組合員丁1、丁2、丁3、丁4、丁5、丁6、丁7、丁8、丁9と共同して乙1ら三名を連行し、右に挙げた組合員らと同様の行動

をとつたにすぎないものであるところ、右各人に対する該連行を理由とする懲戒処 分は、丁1が停職一ヶ月、丁2以下の者八名が各減給一〇分の一、三ヶ月間である のに、控訴人独りを免職とするものであり、控訴人と他の共同実行者との懲戒処分 内容を対比するとき、控訴人に対する免職は著しく苛酷に失し、裁量権の範囲を明 白に逸脱する。

(三) よつて、控訴人は被控訴人に対し、控訴人が現に被控訴人の従業員とし て労働契約上の権利を有することの確認を求める。

被控訴人の反対主張に対する答弁

被控訴人の反対主張(一)の事実中、組合が昭和三九年四月一一日新造船 要員問題をめぐつて青函連絡船全船二時間の時限ストを行い控訴人もこれに参加し 控訴人が当日午前九時一五分頃他の組合員とともに甲1丸右舷昇降階段か ら機械室に下りポンプ室まで至つたこと、同室には乙1ら三名および機関長内1、 同内2がいたこと、右機関長らから乙1ら三名を連行してはいけない旨制止された ことは認めるが、その余は否認する。

控訴人は組合甲1丸分会員として本件時限ストの指令に従い、これに参加したも のである。当日午前八時四五分頃甲 1 丸が a 桟橋に接岸後、控訴人は前記指令に従 い同分会所属の組合員らと協議したとおり下船の準備をし、操機掛室において開かれた集会に加つていたところ、分会執行委員より乙1ら三名の停泊当直者を迎えに 行くようにとの指示がなされたので、組合員の丁1、丁2、丁3、丁4とともに昇 降階段を下りた。なお迎えに行くことは乙1ら三名を含めて組合員が予め協議して いたことである。下船番者の交代時間すなわち勤務時間の終了時は当日午前九時一五分であるので、その頃控訴人ら前記五名は、機械室を経てかま室通路を通りポンプ室に入つた。同室で乙1ら三名にこもごも「交代時間がきたので上ろう」との趣旨を告げた。丙2機関長らから「やめなさい。現認するぞ」等と大声をあげられたコントもあったが、ままなく出る口にくたいたってが、はまなくにしたことが、 こともあつたが、まもなく出入口近くにいた乙1が、続いて乙3、乙2、迎えに赴 いた控訴人ら五名、両機関長が相次いでポンプ室を出て、かま室通路を通り、機械 室に入った。右通路を進行中、乙2が「迎えの人数が少いからもつと人を呼んでき でくれ」と言うので、丁3、丁4が左舷昇降階段を上つて応援の組合員を呼びに行き、丁1、丁2は乙1とともに右舷昇降階段を上つて行つたため、機械室には乙2、乙3、両機関長および控訴人だけが残つた。残留した右五名は、あるいはその辺を歩いたり、あるいは主機操縦ハンドルに寄りかかり手をかける等の状態でい た。その間機関長から「戊君、やめなさい」という趣旨の発言があり、これに対し 控訴人から「たまにはあなた方も当直しても良いでしよう」というやりとりもあつ た。そのうち迎えの組合員が六名下りてきたので、控訴人は、乙2、乙3をらなが し(その際控訴人がこ2の腕を一、二回同僚同志がするよろに軽くたたいたことはある)、他の組合員とともに午前九時三〇分頃右舷昇降階段を上つた。

めるが、他の福台員とともに干削九時二〇万頃石版弁時間段をエッた。 以上のとおり、控訴人は、他の組合員を指揮したこともなければ、暴力を振つたこともない。また、二度、三度と昇降階段を上下したこともなく、他の組合員と全く同様の行動をとつたにすぎない。 2. 被控訴人の反対主張(二)は争う。被控訴人とその職員との法律関係は私

法上の関係であり、本件免職は行政処分とはいえない。

被控訴人の主張

請求原因に対する答弁

請求原因(一)の事実は認める。請求原因(二)は、1(2)の事実中甲1丸船長甲2が乙1ら三名に対し、控訴人主張の業務命令を発したことを認めるはかは、 すべて争ら。右業務命令は船員法六七条、国鉄船舶就業規則二一条に基づく正当な ものである。

また懲戒権濫用に関する控訴人の主張は失当である。すなわち

組合が昭和三九年四月一一日に実施した全船二時間の時限ストは、下船 番者を強制下船させ、乗船番者を乗込ませないことにより船舶を引継交代者のない 状態におくものであつて、船舶を危険に陥らせ、被控訴人の正常な業務の運営を阻害するものとして、公共企業体等労働関係法一七条一項に違反する違法な争議行為 であることは明らかである。

さればこそ右の違法な争議行為に対処して、被控訴人管理職甲1丸船長甲2は、 被控訴人の正常な業務の運営を確保し、船舶の安全を保持する必要から乙1ら三名 に対し、労働時間の制限を超えて就業するよう前記業務命令を発したものであり、 右乙1ら三名は前記時限ストに参加する意思を有しなかつたのである。したがつて 前記時限ストが適法であり、かつ乙1ら三名がこれに自ら参加する意思を有してい たことを前提とする控訴人の主張は理由がない。

(ロ) 控訴人は前述のごとく組合員多数を指揮し、乙1ら三名に対し停泊当直の職場を離脱するよう強要し、機関長の制止警告を無視し、右乙1ら三名の意思に反し、自ら暴力を加えて職場外に強制連行したものであり、控訴人の右所為は被控訴人の業務の正常な運営を阻害し、船舶の安全を害し、重大な危険をもたらすもである。被控訴人が控訴人につき単に控訴人の指揮に従い、控訴人と行動をとものしたにすぎない他の組合員に比し、一層重い免職処分を選んだことは正に相当であって懲戒権の濫用ではない。因みに、国鉄総裁が職員に対し、懲戒処分の権限を有する所以は、国鉄内部の規律の維持が国鉄業務の安全な運営を確保し、もつであるがる所以は、国鉄内部の規律の維持が国鉄業務の安全な運営を確保し、もつで基地では国鉄総裁がその責任において裁量権を行使し、最も効果的に行うべきであついに部外者がその当否を判断すべきではない。(最高裁判所昭和二九年七月三〇日判決参照)。

## 二、反対主張

## (一) 免職理由の存在

控訴人には次に掲げる所為があり、右所為は前記就業規則四二条一七号所定の国 鉄船員として「著しく不都合な行為のあつた場合」に該当し、その情状は重い。 すなわち、控訴人は、昭和三九年四月一一日組合が実施した新造船要員等の問題 をめぐるいわゆる全船二時間の時限ストに際しこれに参加し、甲1丸ポンプ室、機 極室等において、組合青函地方本部船舶支部所属の組合員約一〇名を指揮して、甲 1丸船長甲2の業務命令によりポンプ室、かま室、機械室、軸室の停泊当直に従事 中の同船操機掛乙1、操罐掛乙2、同乙3の三名に対し、居合せた同船機関長丙 1、同丙2が再三制止したにもかかわらず「パスが待つている。外へ行こう員等の 下のは、また手を取り背を押すなどの暴行を加え、更には指揮下の組合員を である。 本のである。

乙1ら三名連行の具体的状況は次のとおりである。

当日午前九時一五分頃、控訴人は、組合員約一〇名の先頭に立ち、甲1丸右舷昇降階段を小走りで機械室に下りて、右手を肩附近まで上げて前後に振りながら組合員らを指揮して、小走りのまま、かま室通路を通りポンプ室に侵入し、罐水の調整、船体の傾斜修正用ヒーリンプポンプの操作、監視等の当直者として勤務中の乙 1 ら三名が同室左舷側で椅子に腰かける等していたところ、その前に組合員をして 立塞がらしめるとともに、自ら乙1ら三名に対し「バスが待つている。もう行こら じやないか」などと言いながら、乙2の腰部附近に両手をかけて立上らせ、次いで これが、なこと言いながら、ことの展品的近に両子をかけて立上らせ、次いてこれの右腕を強く引張つて立上らせ、控訴人の後にいた組合員をして、こるの背後から、その腋下を抱えこませて立上らせたので、同船機関長内1、同内2が、控訴人に対し「戊やめろ、手を離せ」と何度も大声で制止し、更に右内2が「この三名の当直者は保安要員であるから交代者が来るまでは連れて行つてはいけない」と言ったが、控訴人は「A組の交代者を連れて来るのは機関長の責任であり職務である。 る。我々B組の者はもう勤務も終つたし所定の引継時間もすんだから下船するの だ」と答えて前記制止に応じなかつた。丁度その時ポンプ室上部の車輌甲板を走行 する車輔の音が激しく響き、船体が急に右舷側に傾いた。かかる場合、当直者は、 ヒーリングポンプの異状の有無を確め、異状を認めれば事故発生を防止すべき措置 を講ずべきであるが、乙1ら三名は、控訴人らの前記所為により、いずれも右業務 を遂行できない状態であつたため、丙2機関長は事故の発生を気遣い、傾斜計の指 度の確認およびヒーリングポンプの両舷コツクが船体の傾斜を修正する正しい位置 にあるかどうかを見るため、ポンプ室中央部にあるヒーリングポンプに走り寄つた (結果はポンプに異状はなく、まもなく船体の傾斜は復元した)。この時控訴人 は、乙1の右腕と乙2の左腕を自己の両腕で抱え込み、乙1ら三名を取り囲んでい た約一〇名の組合員に対し、あごで合図して、乙1ら三名を、かま室通路の方へ押し出させた。そこで丙1機関長は控訴人に対し「戊やめろ、ポンプは運転中じやないか、手を離せ。かまもたいている最中じやないか、当直中の者を連れて行くとは 何事だ」と制止した。しかし控訴人は右制止を無視し「ポンプやかまは機関長一人 で見ればよいではないか、さあ行こう行ころ」と言つて、かま室左舷通路を乙1ら 三名を組合員の前後に挟むようにさせ、一列となつて機械室の方へ連行した。丙1 機関長がこれを制止するため続いて機械室に入つたところ、乙1は控訴人および組合員中の四、五名によつて連れ去られ、同室には乙2、乙3の両名が主機操縦ハン ドルにつかまつていた。

控訴人は、次いで午前九時二〇分頃、左舷昇降階段から機械室に侵入し、左舷主機操縦ハンドルにつかまつていた乙2の左腕を引張つてハンドルから離し、乙2がなおも傍らの左舷復水ポンプ抽気管につかまるのを両手で引張つて引き離した。控訴人の右行為に対して、丙1、丙2両機関長は「戊よせ、手をかけるな」とか「戊連れて行くな、手を離せ」とかと交互に制止したが、控訴人はこれをききいれず、組合員三、四名をして乙2を取り囲ませ、控訴人自ら乙2の腕を引張り背を押す等して左舷昇降階段を上つて連れ去つた。

控訴人は、午前九時二五分頃、またもや組合員五名とともに機械室に侵入し、同室に残つていた二、三名の組合員とともに左舷主機操縦ハンドルの前にいた乙3を取り囲み、同人を右舷昇降階段下まで押しやり、控訴人自ら乙3の左腕を掴み、回階段を引きずり上げるようにして引張り、丙1、丙2両機関長が「戊手を離せ」と制止したが、これを無視し、右階段を上つて連れ去つた。

(二) 本件免職の行政処分性

被控訴人は、国有鉄道事業等を能率的に運営発展させもつて公共の福祉に寄与するという国家目的のもとに特に法律により設立された公法人であり、被控訴人とその職員との法律関係は公法上の関係であるから、被控訴人総裁のなした本件懲戒免職処分は行政処分といらべきである。ところで行政処分が無効であるといらためには、右処分に存する瑕疵が重大かつ明白であることを要するところ、本件免職処分にはかかる重大かつ明白な瑕疵は存しない。

第四、 証拠関係

控訴代理人において、甲第一ないし第三号証を提出し、当審証人己1、同丁1、同丁2、同丁5、同丁6、同乙3、同乙2、同己2、同己3(第一、二回)、同己4、同己5の各証言、当審控訴本人の供述を援用し、乙第一五ないし第一七号証、第一八ないし第二一号証の各一ないし三、第二二号証の成立はいずれも認める、乙第二三号証の成立は不知と述べ、被控訴代理人において、乙第一五ないの第一七号証、第一八ないし第二一号証の各一ないし三、第二二号証の一、二、第二三号証を提出し、当審証人己6、同己7、同己8、同丙1、同庚1の各証言および原審の証拠保全による検証の結果を援用し、甲号各証の成立をいずれも認めると述べたほかは、原判決事理

理 由 一、 控訴人が、昭和二〇年一月一〇日被控訴人の従業員に採用され、以後その 職員として勤務し、同三九年四月当時青函連絡船甲1丸機関掛の職に従事していた こと、被控訴人総裁が同年六月一七日請求原因(一)記載の理由により控訴人を懲 戒免職したことは、いずれも当事者間に争いがない。

二、 そこで被控訴人主張の本件免職処分事由の存否について検討する。 (一) 昭和三九年四月一一日、組合が新造船要員問題等をめぐつて青函連絡船 全船二時間の時限ストを実施したこと、控訴人が組合青函地方本部甲1丸分会員と して右ストライキに参加したこと、乙1ら三名に対し当日午前八時より一〇時四五 分までの間機関部において停泊当直をなすべき旨の業務命令が発せられていたこと、午前九時一五分頃控訴人が前記分会員数名とともに甲1丸昇降階段を下り機械 室を経てかま室通路を通りポンプ室に入つて、乙1ら三名に対し、交代時間がきた から上ろうとの趣旨の声をかけ、丙2機関長らから停泊当直者を連行してはいけない い旨制止されたことは、いずれも当事者間に争いがない。 (二) 成立に争いない乙第一三号証の二、第一五号証、原審証人甲2、同丙1

(二) 成立に争いない乙第一三号証の二、第一五号証、原審証人甲2、同丙1の各証言により成立を認めうる乙第一一号証の一ないし三、弁論の全趣旨により成立を認めうる同第一〇号証の一ないし三、原審および当審証人己8、同丁1、同丁2、同丁5、同丁6、原審証人丁4、同丁3、同丁7、同丁9、原審および当審控訴本人の各供述、原審および当審証人乙2、同乙3、同庚1、原審証人乙1、同丙1、同丙2、同庚2の各証言の一部(後記認定に牴触する部分を除いたもの)、原審の証拠保全による検証の結果を綜合すると

(1) 甲1丸船長甲2は、前記ストにそなえて、昭和三九年四月一一日午前八時頃乙1ら三名に対し、同船機関長丙1を通じ、書面で前記業務命令を発し(右業務命令が発せられたことは争いない)乙1ら三名は、確実に停泊当直する旨復命した。

(2) 右機関部停泊当直の職務は、停泊中における船舶の安全就航を確保することであり、その中、ポンプ室当直は、停泊中における貨車積みおろしの際、貨車の荷重によつて生ずる船体の傾斜を修正するためのトリミングポンプ、同コツク

(別名ヒーリングポンプ、同コツクという)の操作、監視各部巡視を、かま室当直は、運転中の汽罐の罐水調整・副汽罐の焚火圧力保持、その他これらに附属するポンプ類監視等を、機械室当直は停泊中の船舶の発電機およびその附属機器類の運転監視を、軸室当直は、船底に滞る汚水の計測、その排水準備を、夫々主たる職務内容とし、いずれも停泊中の船舶の保安上重要な職務である。

(3) 同日午前八時四〇分甲1丸がa桟橋に着岸後、午前九時一五分頃、乙1ら三名が右業務命令に従つて停泊当直を果すべく同船ポンプ室に集つていた際、控訴人は組合甲1九分会員丁1、丁2、丁3、丁4とともにその先頭に立つて、昇降階段を下り、機械室を経てかま室通路を通り、ポンプ室に入つた(控訴人が他の組

合員とともにポンプ室まで至ったことは争いがない)。

控訴人は、ポンプ室で椅子にかけ、或いはストーカーに片足をのせて中腰でいた 乙2ら三名の当直者に向つて「交代時間がきたから迎えにきた、もう上ろうじやないか」と真先に呼びかけ、他の同行組合員らもこもごも同旨のことを呼びかけ、特 に丁1は乙2の肩をたたいて「乙2さん、みんな待つているし時間もすぎたから上 ろう」と声をかけたので、丙2機関長は「当直者にさわるな、名前は何というん だ」と制止した。その後も丙2、丙1両機関長は停泊当直だから連行してはいけな い旨制止を繰返したにもかかわらず(右制止がなされたことは争いない)はじめ組合員全員が、なおも乙1ら三名に対し前同様の呼びかけをなし、 名が去就をはつきりさせなかつたため、丁1が乙1の肩をたたいて「乙1さん上ろ う」と誘つた後、控訴人において既に自ら立上つていた乙1、乙2の腕をとつて引 張るようにし、丁1も乙3を押すようにして、ポンプ室左舷出入口まで歩き、丁2、丁3、丁4らとともに一団となつて、かま室左舷通路に出、右通路を機械室横の昇降階段に向つて、丁1、乙1、丁2、次いで、乙3、丁3、乙2、控訴人、丙1機関長、丁4の各順で進んだ。その途中丙1機関長が控訴人を呼びとめ、「い ま、ポンプは動いているし、かまだつて焚いているし、どうして当直者を連れて行 くんだ」と詰問したのに対し、控訴人が「ポンプやかまは機関長一人で見ればよい ではないか、俺らは何もやる必要はないではないか」と応酬する一幕もあり、また こ2が迎えの人数が足りないともらしたので、丁3、丁4は列を離れて応援の組合員を呼びに行き、こ3以後の者と丁1、こ1、丁2の先頭グループ三名とに若干の距離が開き、右先頭グループ三名はそのまま右舷昇降階段を上つて行つた。まもなくこ3、こ2、控訴人、丙1機関長は機械室に入り、こ3、こ2はいずれも同室主 機操縦ハンドル(操縦弁)の傍に立ち、乙2はハンドルに手をかけ、しばらく同室 内に滞留した。やや遅れて同室に丙2機関長、庚1、庚2両一等機関士が入室した。 れとあい前後して組合員丁5、丁6、丁8、丁7、丁9の五名が同室横左右各昇降 れるめい前後して相口員」も、」も、」で、」9の五名が同主機な石谷昇降階段を分れ下つて、同室内に入つてきた。その後控訴人は、丙1機関長の制止にもかかわらず身近にいた乙2に対し「こうして皆が迎えにきたから上ろう」と言つて同人の右腕を二、三度たたいてうながし、乙2は主機操縦ハンドルにかけていた手を離して若干歩き右舷復水ポンプ抽気管を手でつかんだが、組合員によつて押されるような態勢で右舷昇降階段へ自ら歩き、乙2、控訴人、丁6、丁8の順で狭い口を呼吸をとり始れる。 階段を上り始めた。そのとき組合員から、「まだ乙3さんがいる」との声が上つた ので、控訴人は乙3の許へ引返すべく列を抜け、残つた乙2、丁6、丁8はそのま ま縦一列になつて階段を上つていつた。この間、丁5は乙3の肩をたたいて「乙3 さん時間がきたので迎えに来たぞ、ざあ行こう」と誘い丙2機関長より「身体に手 をかけるな」と制止がなされたが、乙3も乙2が前記階段を上りつつあるのを目撃 するや同じ階段に向つて自ら歩き、これに丁5、ひき返して来た控訴人、丁7の順 で追従して回階段を縦一列状で上つて行つた。

以上の事実が認められる。

右認定に抵触する前掲証人乙1、同乙2、同乙3、同丙1、同丙2、同庚1、同 庚2の各証言部分および右丙1の証言により成立を認めらる乙第三号証、右丙2の 証言により成立を認めうる乙第四号証、右庚1の証言により成立を認めうる乙第五 号証、右庚2の証言により成立を認めうる乙第六号証、当審証人己6の証言により 成立を認めうる乙第二三号証は、前顕各証拠と対比してたやすく措信し難く、他に 右認定を左右するにたる的確な証拠はない。

(三) そこで進んで、甲1丸船長甲2が乙1ら三名に対して停泊当直を命じた 前記業務命令の効力について判断する。

船員法六七条国鉄船舶就業規則二一条にいう船長が時間外労働を命ずる臨時の必要があるときとは、過重労働を強要されるべきでない労働者の基本的権利に鑑み、船舶、航行の安全保持上必要と認められるときと限定して解するのが相当である。

(四) 以上の認定、説示によれば、控訴人は他の組合員とともに甲1丸船長甲2の発した有効な停泊当直命令により就務中の乙1ら三名に対し、右当直を放棄してその部署を離れるよう自ら説得し、かつ乙1、乙2の身体に手をかけ、丙1、丙2両機関長の再三の制止をききいれずに乙1ら三名を連行してその部署を離脱させ、その結果停泊当直者の欠務を招き、前記業務命令の実効性を阻害し、被控訴人の企業秩序を紊したものと評し得るから、控訴人の右所為は一応国鉄船舶就業規則四二条一七号所定の国鉄船員として「著しく不都合な行為」に当り、ひいては国鉄法三一条一項一号所定の「国鉄の定める業務上の規程に違反した場合」に該当するものといらべきである。

の濫用であると主張するので按ずるに、前〈/要旨第一〉記丁1以下九名が行つた前項認定の各所為、就中、ポンプ室において内2機関長の制止をきき入れず乙1ら三名に働きかけて遂に乙1を連行し去つた丁1の行動、機械室において内2機関長の制 止にもかかわらず乙3に働きかけて結局同人を当直離脱に踏みきらせた丁5の行動 等を、控訴人自身の前記認定の加功程度と対比すると、なるほど控訴人は、ポンプ 室で衆に先んじて乙1ら三名に声をかけ、ポンプ室、かま室通路、機械室の三ケ所 で機関長から制止され、またポンプ室において乙1、乙2の、機関室において再び乙2の、各身体に手をかける等最も積極的な言動をなしたものといいうるし、また当審証人己2、同丁1、同己3(第一回)ならびに原審および当審控訴本人の各供述によれば、控訴人は昭和三八年一〇月頃まで組合甲1丸分会長を勤め、平素同僚 から分会と呼ばれるほどで、本件スト当時は組合非専従活動家として日頃組合活動 に熱意を示していたことは認められるものの、原審および当審証人丁5、当審証人 丁1、原審および当審控訴本人の各供述によれば、控訴人は、当日午前九時一五分 スト参加の組合甲1丸分会員とともに操機掛室に集合していた際、同分会執行 委員丁5より、時間が来たから当直者を迎えに行くようにという指令をうけ、たまたま同室出入口近くに座を占めていたため真先に立上り、これに続いた丁1、丁2、丁3、丁4らの先頭に立つたまでであつて、連行要員の選抜、指揮者、担当役 割等に関する事前打合せあるいはその場での指示はなかつたことが認められ、その 他控訴人が乙1ら三名の連行にあたり特に指揮者として行動したことを認めるに足 る的確な証拠はなく控訴人の所為が前掲地の組合員らの所為に比し、その情状にお いて、各人の受けた後記処分結果の相違程に、著るしく隔絶するものがあるとは認 められない。

その上、原審および当審証人丁1、当審証人丁5、同己2、同丁6、同己3(第一回)、当審控訴本人の各供述によれば、乙2は既に昭和三九年四月九日、壬ホテルにおける非番者集会において、組合員が迎えに来てくれれば当直を放棄して下船する旨確言しており、同月一〇日甲1丸船内における集会の際にも乙1ら三名の意思は右同旨であることが確認されていたものであつて、これに応えて、乙1ら三名は控訴人らによる連行に対しこれを峻拒する特段の抵抗らしき態度は示さず、言語による反対意思さえ表示していなかつたことが認められる。右認定に反する前出乙第三ないし第六号証、同第二三号証、原審および当審証人乙2、同乙3、原審証人

丙1、同丙2、同庚1、同庚2、同乙1、当審証人己6の各証言は、前掲各証拠と対比したやすく信用し難い。右認定事実によつてみれば、乙1ら三名は、なるほど前記業務命令とスト参加との二者択一の窮境に立たされしかも機関長、一等機関士らが身近にいたことと相俟つて逡巡を重ねたとはいいうるものの、同人らの当直離脱の結果が全くその意に添わないものであると断ずるには多分に躊躇を禁じ得ないところである。

しかも、前掲証人丙2、同己3(第一回)および当審証人庚1の各証言によれば、当時接岸中の甲1丸船内には、乙1ら三名とともに停泊当直を命ぜられた癸1二等機関士のほか、丙1機関長、庚1一等機関士、癸2操機掛ら下船番者、乗船員できた丙2機関長、庚2一等機関士、癸3二等機関士、癸4、癸5両操機掛、船員区から臨時派遣の操機掛操罐掛五、六名、その他相当数のスト不参加機関部員が滞船して本件時限ストに備えていたものであつて、乙1ら三名が部署より離れた後直おに停泊当直の業務を代行し、船舶、航行に関する具体的危険を発生するに至らなちに停泊当直の業務を代行し、船舶、航行に関する具体的危険を発生するに至らないたことが認められ、右認定に反し船体が大きく傾いたとなす前掲乙第三、四号証、原審証人丙2、同丙1の各証言の措信し難いことは前示のとおりであり、他に右認定を動かすにたる証拠はない。

四、 しかるところ、被控訴人は本件免職処分は行政処分であるから、これに存する瑕疵が重大かつ明白でない〈要旨第二〉かぎりその効力を否定される理由はない旨主張するので按ずるに、被控訴人国鉄が国有鉄道事業等の能率的な〈/要旨第二〉運営を計るため法律に基いて設立された公法人である(国鉄法一、二条)ことは被控訴人主張のとおりである。

一して鉄道事業等を経営し、財産を管理するところがら、役員の任免、事業経営、予算会計等に特殊の法的規制が施されてるととどまり、その事業の本質は私企業によび事業等の経営と等して、国の行使とは直接関連のないものである。しかも国鉄法その他関係法規を通覧すると、国鉄職員の勤務関係について一般公務員のように特別権力関係の下にあることが、国鉄職員の懲戒権者を総裁と定めている国鉄法三一条も懲戒処分というおいる、国鉄職員の懲戒権者を総裁と定めている国鉄法三一条も懲戒処分というおいるは持に関する重大事項の決定には特に総裁自らが当るであるとの趣旨から設けられたものにすぎないと解されるから、国鉄とその職員との雇傭関係は基本による法関係に属するものと解するのが相当であり、したがつて国鉄総裁が国鉄法によって行う免職処分は行政庁の公権力の行使たる行政処分とはいいえない。

してみれば前記懲戒権濫用の違法が重大かつ明白であるか否かを問うまでもなく、被控訴人総裁が控訴人に対してなした本件免職処分は無効であるといわざるを 得ない。

五、 以上の次第であるから控訴人は現になお被控訴人の従業員として、労働契

約上の権利を有するものというべく、その旨の確認を求める控訴人の本訴請求は正当として認容すべきであるからこれを棄却した原判決は取消を免れない。 よつて民事訴訟法三八六条、九六条、八九条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 鈴木潔 裁判官 山口繁 裁判官 今枝孟)